

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築士法に基づく指定登録機関の変更届出……………一
……（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………一
……（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 都道の供用開始……………四
……（建設局道路管理部路政課）…
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………四
……（建設局道路管理部監察指導課）…

告示

- 東京都告示第八百八十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和七年東京都告示第六百十四号西東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和八年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 西東京市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 西東京都市計画公園事業第二・二・十号ひばりが丘北四丁目公園
- 三 事業施行期間 令和八年八月十日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

●東京都告示第八百八十三号

- 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第三項において準用する同法第十条の六第二項の規定に基づき、指定登録機関から住所及び二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のように告示する。

令和八年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定登録機関の名称及び変更後の住所 一般社団法人東京建築士会
- 二 二級建築士等登録事務を行う事務所の変更後の所在地 中央区日本橋本町四丁目十五番十一号岩月日本橋ビル八階
- 三 変更の年月日 令和八年八月十日

●東京都告示第八百八十四号

- 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

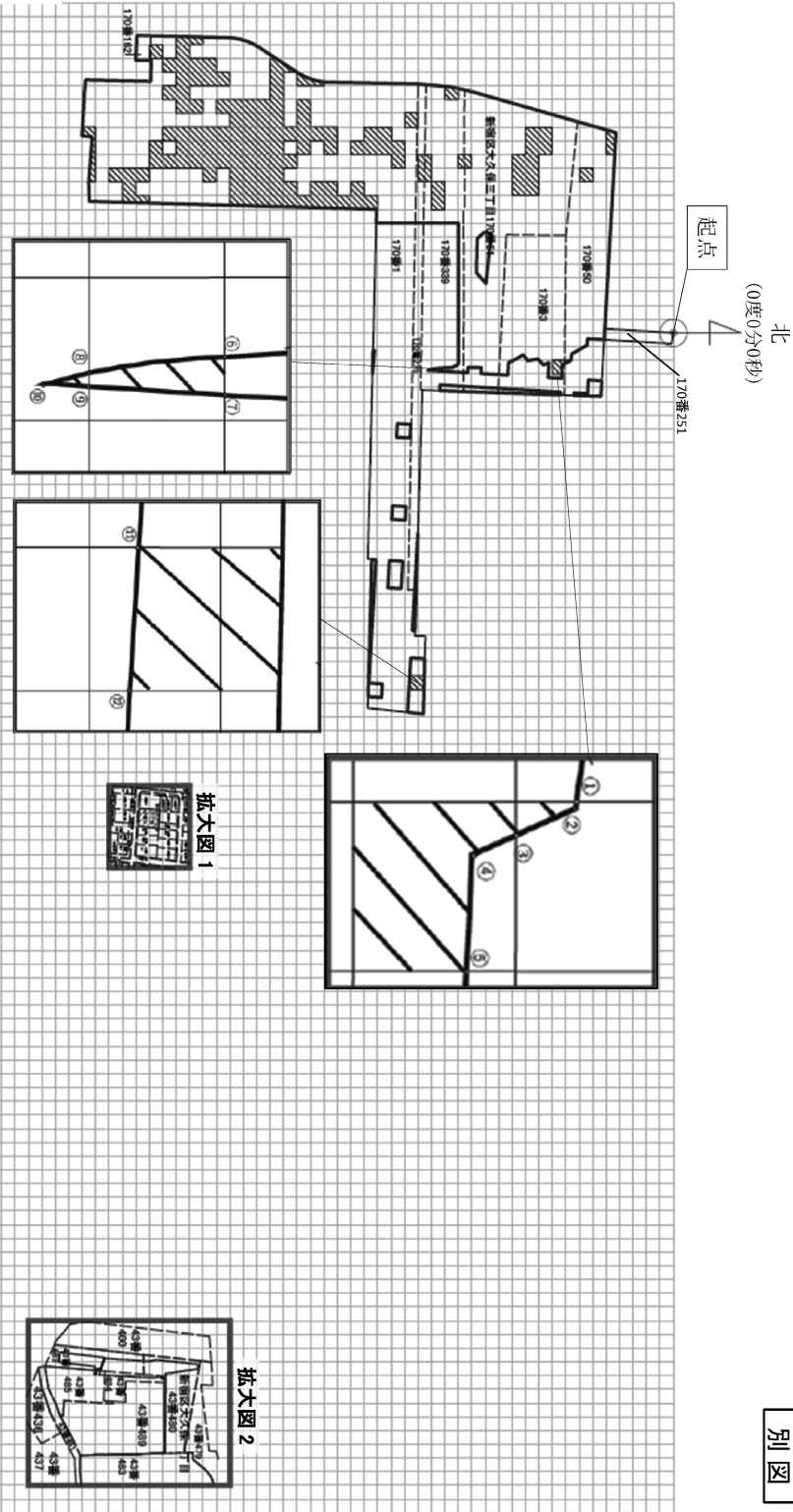
令和八年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（新宿区戸山一丁目及び同区戸山三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

	X座標	Y座標
起点	-32314.852	-11544.591
①	-32391.173	-11524.591
②	-32391.216	-11524.313
③	-32394.854	-11522.672
④	-32397.494	-11521.480
⑤	-32397.902	-11514.591
⑥	-32484.854	-11519.054
⑦	-32484.854	-11516.483
⑧	-32494.854	-11517.956
⑨	-32494.854	-11517.072
⑩	-32497.834	-11517.248
⑪	-32511.034	-11294.591
⑫	-32511.624	-11284.591

※表中の座標値は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）
- 形質変更時要届出区域（令和7年東京都告示第123号により指定した区域）
- 単位区画境界線

【起点】

起点は、新宿区大久保三丁目170番251の最北端とする。

【格子の回転角度】 0度0分0秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。